

## 令和8年度 事業計画

### (事業概要)

近年、少子高齢社会の中で、高齢者の活躍を推進する重要性が一層高まっております。

また、令和6年11月1日施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス法）の趣旨を踏まえ、厚生労働省から示された基本方針に沿って契約方法の見直しを行い、発注者及び会員の理解を得たうえで、令和7年度は包括的契約への移行を随時実施しました。

このような現状を踏まえ、センター事業を更に発展させるために、広報誌の活用はもとより、センター独自のイベント等による出張入会説明会等の開催など、あらゆる機会を通して会員数の拡大を図ると共に、安全就業の認識をもって高齢者が自ら培った知識や経験を生かせる就業機会の確保。併せて、80～90歳代の人に取り組める軽易な業務の創出を進めます。それから利便性の向上と効率化を図るため、段階的にデジタル化の推進にも努めていく必要があります。

本年度におきましても、会員・役職員が一体となって、より一層健全な事業運営に努め地域の皆様に親しまれるセンターを目指して事業を推進して参ります。

### (基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施致します。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めて参ります。

## 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保、提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

### 1. 就業開拓提供等事業

#### (1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間事業所、及び公共団体等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（会員業務委託料）を支払います。センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる業務、又は、「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、包括的契約形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等の業務を行います。それから、介護予防・日常生活支援総合事業（古賀市委託訪問型基準緩和サービス事業）の担い手として事業展開に努めます。また、業務の効率化を進める上で、職員及び会員のデジタル活用の推進に取り組みます。

#### (2) 独自事業

高齢者の就業機会を確保するため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出し、高齢者の生きがいの充実と活性化を図ります。

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

福岡県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の職業紹介実施事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供及び相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

### 2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の実施事務所として、センター事務所内に古賀市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展、拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言調査研究等（公益目的事業）

### 1. 普及啓発事業

- (1) シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発を行います。
- (2) ボランティア活動を希望する高齢者を対象に行う社会参加活動を一般市民と連携して実施します。

### 2. 安全・適正就業推進事業

- (1) 安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する」の理念の下、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、安全パトロールを継続的に実施するとともに、今年度も安全大会を開催します。
- (2) シルバー事業における就業内容は、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」が事業運営の基本であり、高齢者にふさわしい就業機会の提供を念頭に、より慎重に関係法令の遵守と実効ある適正就業対策の推進に努めます。

### 3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を開催します。

### 4. 研修・講習事業

- (1) 高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する知識、技能、経験によりカバーされないものであった場合、実際には就業には結びつきません。そのため、センター独自の研修会や講習会を開催し、就業上必要な技能、知識を付与することにより、多様な就業機会の確保と提供を行い、

高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与します。

(2) 健康維持や介護予防のため、研修等を通じて高齢者の交流の場を提供します。

## (実施計画)

### 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

#### 1. 就業開拓提供等事業

##### (1) 受託事業

センターにおける各種職群の就業内容は、地域社会に密着し、高齢者や共働き家庭等の生活の手助けとなり、市民生活にかかわりの深い仕事です。その働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、雇用によらない臨時的なもので、概ね月10日以内または週20時間以内の就業です。

就業の提供に当たっては、地域から発注された就業の情報を可能な限り高齢者に伝達し、高齢者への就業機会の確保を行い、併せて高齢者の希望、能力等に応じた就業機会の提供により出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるように配慮します。それから、令和3年度から実施した、就業開拓創出委員会委員による未就業企業等への訪問など、新規就業創出を継続して実施します。

##### ① 令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
245人	18,500人日	81.0%	130,661千円

##### ② 主な就業分野

- ・ 公共施設の管理
- ・ 公共施設の剪定、草刈、除草
- ・ 企業等の剪定、草刈、除草、清掃
- ・ 個人宅の剪定、草刈、除草
- ・ 襖・障子・網戸の張替え
- ・ 農家や個人宅への農作業
- ・ 個人宅の福祉・家事援助、空き家・空き地安心サポートサービス
- ・ 高齢者への外出・生活支援
- ・ 古賀市委託訪問型基準緩和サービス
- ・ ワンコインサービス
- ・ 訪問理・美容サービス事業

##### (2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を活かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため、独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施します。

##### ① 実施事業

刃物研ぎ、シルバー農園、パソコン教室、ハンドメイド教室、着物等リメイク事業、布ぞうり教室、壺やきいも事業を実施します。

② 令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
45人	450人日	100.0%	1,630千円

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋します。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報の収集、情報交換を行います。

### 2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において、労働者派遣事業を推進し、高齢者の就業機会を拡充・提供します。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について臨時事業相談を行い、幅広い就業分野の創出に努め、取り組めます。

① 古賀市事務所 令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
41人	3,500人日	100.0%	17,000千円

② 主な就業分野

- ・ 公共施設（小中学校等の環境整備等）
- ・ 市内の民間事業所、個人事業者での軽作業、清掃及び除草

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

### 1. 普及啓発事業

#### (1) 広報活動

- ① 一般市民、企業等へセンター事業の更なる周知を図り、高齢者の入会促進や就業機会の確保を図るため、ホームページや古賀市広報誌、センター広報誌による啓発、特に女性会員の拡大を図るため、具体的な就業内容を提示します。
- ② センターが主催する「シルバークフェスタ」や芽ぶきの会による着物等リメイクの作品の作品展示販売、並びに地域で開催される「菜の花まつり」への参加により、市民へセンター事業の周知や広報、及び入会説明会の実施。刃物研ぎの実施、農産物・壺焼き芋並びに黒砂糖の販売。草刈・剪定・除草作業の作業前・作業後の景観パネル展示によるビジュアルな啓発など継続します。
- ③ 10月の啓発強調月間中に、地域毎にリーフレット配布や事業所訪問を実施します。

#### (2) 社会参加活動

- ① 市役所周辺等などの公共施設の清掃・ごみ収集を実施します。
- ② 地域団体主催によるボランティア活動への参加に努めます。

### **(3) 地域交流活動**

- ① 会員が所属する地元地域へのボランティア活動に、会員の積極的な参加を呼掛けます。

## **2. 安全・適正就業推進事業**

### **(1) 安全就業対策**

- ① 会員の作業の安全と熱中症を始め健康対策の安全大会を開催します。
- ② 安全就業だより等パンフレットを利用した啓発活動を行います。
- ③ 市所管課との連携により会員の健康づくり講習会参加や健康診断受診を奨めます。
- ④ 就業現場への安全パトロールを実施します。

### **(2) 適正就業及び就業開拓の徹底**

- ① 適正就業基準を遵守すると共に、80歳到達就業会員の面談や軽易な業務等の創出を行います。
- ② 職業紹介や労働者派遣への切り替えなど幅広い就業分野の開拓に取り組みます。

## **3. 相談事業**

### **(1) 就業相談の実施**

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等による就業相談を行います。

### **(2) 入会説明会の開催**

入会を希望する高齢者を対象に毎月2回（第2、4水曜日）開催すると共に、シルバーフェスタ等においてセンターの存在をアピールし、会員の拡大を図ります。また、その開催日時・場所の周知については、市の広報誌、センター広報誌、ホームページ、民間情報誌及びセンター掲示板等で周知します。それから、現会員による新規会員加入者紹介（入会促進報奨制度）や、夫婦正会員の配偶者会費軽減制度の更なる周知により、会員の拡大を図ります。

## **4. 研修・講習事業**

- (1) 全会員を対象に、介護予防や健康管理等講習会を実施し、会員の意識向上に努めます。

- (2) 全会員を対象に、高齢者向けの調理や清掃、並びに草刈・除草講習会など各種講習会を実施することで、就業内容の技術向上や、新たな技能や知識を習得する事により、多くの就業機会が得られるよう努めます。